

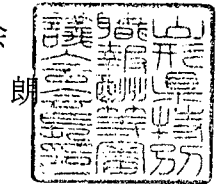


平成30年1月26日

山形県知事 吉 村 美栄子 殿

山形県特別職報酬等審議会

会長 山 上



特別職の職員の報酬等について（答申）

平成29年8月23日付け人第201号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 特別職の職務・職責を考慮の上、本県の人口規模や経済・財政に関する主要な指標に鑑みれば、本県特別職の報酬等の額の水準は、全国の都道府県との比較において、第30位台前半程度が妥当と考える。については、議会の議員の議員報酬月額並びに知事及び副知事の給料月額の現行額を次の金額まで段階的に引き上げることが適当である。

なお、段階的な引上げの具体的な方法については、県及び県議会の判断に委ねる。

議 長	904,000円
副議長	807,000円
議 員	778,000円
知 事	1,240,000円
副知事	954,000円

2 今後（上記1の引上げ実施後）の改定に当たっては、本県の民間の情勢を反映した、県職員（行政職給料表適用職員）の給与改定率の相乗積を報酬等の額に乗じて得た額を基礎に、他の都道府県の改定状況や県内の経済状況などを考慮して決定することが適当であるとする。

以上